

新宿区認可外保育施設保護者負担軽減事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、教育・保育施設及び地域型保育事業の利用が不承諾となったため認可外保育施設を利用する児童の保護者に対し、その利用に係る保育料の一部又は全部を助成することにより、保護者の負担を軽減することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認可外保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって同法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。）第17条第1項の認可を受けていないもので、次に掲げる事項のいずれにも該当する施設をいう。
 - ア 児童福祉法第59条の2の規定に基づき、東京都知事（中核市長及び児童相談所を設置する特別区長を含む。）に届け出ていること。
 - イ 認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日付け雇児発第177号雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準を満たしている旨の証明書の発行がされていること。
- (2) 認証保育所 東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日12福子推第1157号）に定める基準に基づき、東京都知事の認証を受けた施設をいう。
- (3) 保護者 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第6条第2項に規定する保護者をいう。
- (4) 教育・保育施設 法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。
- (5) 地域型保育事業 法第7条第5項に規定する地域型保育事業をいう。
- (6) 入園申込み 新宿区保育所等の利用調整及び保育の実施に関する規則（平成27年規則第27号。以下「規則」という。）第3条に規定する調整申込みをいう。
- (7) 不承諾通知 規則第5条第2項に規定する保育所等利用不承諾通知書（第4号様式）をいう。
- (8) 入園待機期間 規則第5条第3項の規定により、不承諾通知に係る入園申込みが継続してあるものとみなされる期間をいう。
- (9) 所得割課税額 新宿区保育所保育料徴収条例（平成11年新宿区条例第48号）別表第1備考11に規定する所得割課税額をいう。
- (10) 施設等利用費 法第30条の2に規定する施設等利用費をいう。
- (11) 施設等利用給付認定 法第30条の4第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども（同法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）に係る法第30条の5に規定する施設等利用給付認定をいう。
- (12) 施設利用給付費 「企業主導型保育事業等の実施について」（平成29年4月27日付け府子本第370号、雇児発0427第2号内閣府子ども・子育て本部統括官、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）に定める施設利用給付費をいう。

(交付要件)

第3条 この要綱による助成金は、次の各号のいずれにも該当する者に交付する。ただし、区長が特に認めるときは、この限りでない。

(1) 月の初日に次のいずれにも該当する者（以下「交付要件児童」という。）の保護者又はそれ以外の扶養義務者（主としてその収入によって当該世帯の生計を支えているものに限る。以下同じ。）であること。

ア 認可外保育施設を利用していること。ただし、1月当たり160時間以上の利用の契約をしている場合に限る。

イ 教育・保育施設、地域型保育事業又は認証保育所を利用していないこと。

ウ 令和3年度新宿区育児休業復帰支援事業実施要綱（令和3年4月1日付け3新子保運第191号）に基づく利用料の助成を受けていないこと。

エ 新宿区（以下「区」という。）の区域内（以下「区内」という。）に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、区の住民基本台帳に記録されていること。

(2) 交付要件児童が、保育を必要とする乳児・幼児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児をいう。）であること。

(3) 不承諾通知を受け、入園待機期間であること。

(4) 交付要件児童に係る入園申込みにおける希望園が3園以上であること。

(5) 交付要件児童が利用する認可外保育施設の設置者等に対し、当該認可外保育施設の利用に係る料金（延長保育料、補食代及び雑費を除く。以下「保育料」という。）を支払う義務を負っていること。

(6) 他の地方公共団体が行うこの要綱による助成金と同様の助成金又は補助金の交付を受けていないこと。

(7) 交付要件児童（施設利用給付費の対象児童である場合を除く。）が施設等利用給付認定の対象児童であるときは、当該児童の保護者が施設等利用給付認定を受けていること。

2 前項の規定にかかわらず、交付要件児童の保護者（当該保護者が当該交付要件児童の親権を行う者である場合にあつては、当該保護者と同一の世帯に属するその配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）を含む。以下同じ。）及びそれ以外の扶養義務者全員の今年度分（4月から8月までの月分の助成金の交付については、前年度分とする。以下同じ。）の所得割課税額の合計が54万円以上（区の認可保育所の保育料階層において、D22階層からD25階層までに該当する場合）であるときは、この要綱による助成金（以下「助成金」という。）は、交付しない。ただし、別表の区分1から3に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(交付額)

第4条 助成金は、月を単位として交付するものとする。

2 交付要件児童1人当たりの助成金の額は、1月につき、別表の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、毎年度、新宿区認可外保育施設保護者負担軽

減助成金交付申請書（第 1 号様式。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、認可外保育施設を利用した日の属する年度の 3 月 15 日までに、区長に申請するものとする。

- (1) 交付要件児童の認可外保育施設の利用に係る契約書の写し（1 月当たりの保育時間数及び保育料の額並びに契約期間を確認できるもの）
 - (2) 振込先口座の通帳の写し
 - (3) 住民税額決定通知書、住民税（非）課税証明書その他第 3 条第 2 項に規定する所得割課税額を確認できる書類
 - (4) その他区長が必要と認める書類
- 2 区長は、公簿等別の方法により確認できるときは、前項各号に掲げる書類の添付を省略させることができる。

（交付決定）

第 6 条 区長は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、第 3 条に規定する交付要件（以下「交付要件」という。）に該当すると認められるときは、助成金を交付する旨の決定（以下「交付決定」という。）を行うものとする。この場合において、区長は、当該交付決定について、必要に応じ、条件を付することができる。

- 2 区長は、前項の規定により交付決定を行ったときは、新宿区認可外保育施設保護者負担軽減助成金交付決定通知（第 2 号様式）により、当該申請を行った者（以下「申請者」という。）に対し、これを通知するものとする。
- 3 区長は、第 1 項に規定する場合において、交付要件に該当すると認められないときは、助成金を交付しない旨の決定（以下「不交付決定」という。）を行うものとする。
- 4 区長は、前項の規定により不交付決定を行ったときは、新宿区認可外保育施設保護者負担軽減助成金に関するお知らせ（第 3 号様式）により、申請者に対しこれを通知するものとする。
- 5 区長は、第 3 条第 2 項の規定に該当することにより、不交付決定を行ったときは、当該申請を受けた日の属する年度の末日までの間、当該申請が継続してあるものとみなして取り扱うことができる。
- 6 区長は、第 3 項の規定により不交付決定を行った場合において、当該不交付決定後、所得割課税額の修正等により、当該申請者が交付要件に該当するに至ったと認められるときは、当該不交付決定を取り消すとともに、改めて交付決定を行うものとする。この場合において、当該交付決定の効力は、当該不交付決定に係る申請の始期まで遡ることができるものとする。
- 7 前項の場合における通知の方法は、第 2 項の規定を準用する。

（交付及び支払）

第 7 条 区長は、交付の決定を受けた者（以下「被交付決定者」という。）からの請求に基づき、助成金を交付する。この場合において、助成金は、交付要件児童 1 人につき、1 の認可外保育施設の利用につき交付するものとする。

- 2 被交付決定者は、新宿区認可外保育施設保護者負担軽減助成金交付請求書（第 4 号様式。以下「請求書」という。）に、保育料の領収書その他の保育料の支払いを確認することができる書類を添付して、認可外保育施設を利用した日の属する年度の 3 月 31 日までに、

区長に助成金の交付を請求するものとする。

- 3 助成金は、4月から6月までの第1期分を8月に、7月から9月までの第2期分を11月に、10月から12月までの第3期分を2月に、1月から3月までの第4期分を5月にそれぞれ支払うものとする。ただし、区長が特に認めるときは、この限りでない。
- 4 助成金は、請求書の提出が7月末日までであった場合には第1期分に、10月末日までであった場合には第2期分に、1月末日までであった場合には第3期分に、3月31日までであった場合には第4期分に、当該被交付決定者に係る助成金の対象月分（既に助成金を交付された月分を除く。）の額を支払うものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、請求書の記載又はその添付書類に不備があるときは、当該不備が補正された日以降の直近の提出期限日（7月末日、10月末日、1月末日又は3月31日のいずれかの日をいう。）に請求書の提出があったとみなす。この場合における助成金の交付については、前項の規定を準用する。
- 6 助成金の支払いは、次の各号のいずれかに該当する月があったときは、その月の分を除くものとする。
 - (1) 被交付決定者が、当該被交付決定者に係る交付要件児童の認可外保育施設の利用に係る保育料を支払わなかったとき。
 - (2) 被交付決定者が当該被交付決定者に係る交付要件児童が利用する認可外保育施設の設置者等に支払うべき保育料を、月の途中の退所又は欠席により、設置者等に減額され、若しくはその支払を免除され、又はその一部若しくは全部について設置者等から返還を受けたとき。
 - (3) 交付要件児童が利用している認可外保育施設が、第2条第1号に該当しなくなったとき。
 - (4) 入園待機期間が終了したとき。
 - (5) 規則第4条第5項に規定する保育所等利用決定通知書を受けた者が、当該利用決定に係る教育・保育施設又は地域型保育事業の利用を辞退したとき。
- 7 助成金の支払いは、被交付決定者が指定した金融機関口座へ口座振替の方法により行うものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 区長は、被交付決定者が次のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定を受けた後、所得割課税額の修正等により、交付要件を満たさないことが判明したとき。
- (2) 助成金の交付を受けた後、前条第6項各号に規定する条件に該当することが判明したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (4) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他の法令に基づく命令に違反したとき。

（助成金の返還）

第9条 区長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、当該助成金の返還を求めるものとする。

る。

- 2 前項に規定する場合において、同項の規定により助成金の返還を求める者に残期分の助成金が存するときは、当該者の同意を得た上で、これを相殺する方法によって当該返還を行わせることができる。

(報告又は調査)

- 第 10 条 区長は、助成金の交付に関し必要と認めるときは、申請者に対し報告を求め、又は調査をすることができる。

(変更届)

- 第 11 条 申請者氏名、振込先口座又は交付要件児童が利用する認可外保育施設に変更があるときは、必要な書類を添付の上、新宿区認可外保育施設保護者負担軽減助成金変更届(第 5 号様式)により区長に届出させるものとする。

(委任)

- 第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に子ども家庭部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
(入園申込みに係る特例措置)
- 2 平成 29 年 3 月 31 日までに入園申込み(同年 4 月及び 5 月の入園に限る。)を行い、同年 5 月 10 日までに当該入園申込みにおける希望園を変更し、希望園を 3 園以上にした者は、同年 4 月 1 日に遡って第 3 条第 1 項第 3 号に該当する者とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
(入園申込みに係る特例措置)
- 2 平成 30 年 3 月 31 日までに入園申込み(同年 4 月及び 5 月の入園に限る。)を行い、同年 5 月 10 日までに当該入園申込みにおける希望園を変更し、希望園を 3 園以上にした者は、同年 4 月 1 日に遡って第 3 条第 1 項第 3 号に該当する者とみなす。

附 則

この要綱は、平成 30 年 12 月 12 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
(入園申込みに係る特例措置)
- 2 平成 31 年 3 月 31 日までに入園申込み(同年 4 月及び 5 月の入園に限る。)を行い、同年 5 月 10 日までに当該入園申込みにおける希望園を変更し、希望園を 3 園以上にした者は、同年 4 月 1 日に遡って第 3 条第 1 項第 3 号に該当する者とみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱の規定は、令和元年10月分以後の助成金の交付について適用し、同月より前の月分の助成金の交付については、なお従前の例による。

(入園申込みに係る特例措置)

- 3 満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもに限り、令和元年9月30日までに入園申込み(同年10月及び11月の入園に限る。)を行い、同年11月8日までに当該入園申込みにおける希望園を変更し、希望園を3園以上にした場合は、同年10月1日に遡って第3条第1項第3号に該当する者とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱の規定は、令和元年10月分以後の助成金の交付について適用し、同月より前の月分の助成金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(入園申込みに係る特例措置)

- 2 令和2年3月31日までに入園申込み(同年4月及び5月の入園に限る。)を行い、同年5月11日までに当該入園申込みにおける希望園を変更し、希望園を3園以上にした者は、同年4月1日に遡って第3条第1項第3号に該当する者とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(入園申込みに係る特例措置)

- 2 令和3年3月31日までに入園申込み(同年4月及び5月の入園に限る。)を行い、同年5月11日までに当該入園申込みにおける希望園を変更し、希望園を3園以上にした者は、同年4月1日に遡って第3条第1項第4号に該当する者とみなす。

別表（第4条関係）

区分	要件	金額	
1	(1)交付要件児童の保護者が施設等利用給付認定（法第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）を受けている場合	ア 交付要件児童に係る基本保育料が 37,000 円以上のとき	月額保育料から 37,000 円を控除した額 （上限 20,000 円）
		イ 交付要件児童に係る基本保育料が 37,000 円未満のとき	月額保育料から基本保育料を控除した額 （上限 20,000 円）
	(2)交付要件児童の保護者が施設等利用給付認定（法第30条の4第3号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）を受けている場合	ア 交付要件児童に係る基本保育料が 42,000 円以上のとき	月額保育料から 42,000 円を控除した額 （上限 25,000 円）
		イ 交付要件児童に係る基本保育料が 42,000 円未満のとき	月額保育料から基本保育料を控除した額 （上限 25,000 円）
2	(1)交付要件児童が施設利用給付費の対象児童である場合 （満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもに限る）	20,000 円 （月額保育料が 20,000 円を下回る場合は、月額保育料相当額）	
	(2)交付要件児童が施設利用給付費の対象児童である場合 （満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもに限る）	25,000 円 （月額保育料が 25,000 円を下回る場合は、月額保育料相当額）	
3	次の(1)及び(2)を満たす場合		
	(1)交付要件児童が満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。	ア 交付要件児童が第2子に該当するとき	54,000 円 （月額保育料が 54,000 円を下回る場合は、月額保育料相当額）
	(2)交付要件児童の保護者及びそれ以外の扶養義務者が市町村民税世帯非課税者（法第30条の4第3号に規定する市町村民税世帯非課税者をいう。）に該当しないこと。（区の認可保育所の保育料階層において、A階層及びB階層に該当しない者）	イ 交付要件児童が第3子等に該当するとき	67,000 円 （月額保育料が 67,000 円を下回る場合は、月額保育料相当額）
4	区分1から3のいずれにも該当しない場合 （満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもに限る）		40,000 円 （月額保育料が 40,000 円を下回る場合は、月額保育料相当額）

備考

- この表において、「基本保育料」とは、保育料のうち、施設等利用費の対象となる費用をいう。
- この表において「月額保育料相当額」とは、交付要件児童に係る保育料の月額に相当する額をいう。
- この表において「第2子」とは、交付要件児童と生計を一にする世帯に、当該交付要件児童よりも年長の者で、かつ、保護者に監護される者、保護者に監護されていた者又は保護者若しくはその配偶者の直系卑属（保護者に監護される者及び保護者に監護されていた者を除く。）（以下これらを「特定被監護者等」という。）である者が1人いる場合における交付要件児童をいう。
- この表において「第3子等」とは、交付要件児童と生計を一にする世帯に、当該交付要件児童よりも年長の者で、かつ特定被監護者等である者が2人以上いる場合における当該交付要件児童をいう。